



幼稚園型認定こども園

あかね幼稚園

【重要事項説明書】

1 事業者

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 事業者の名称 | 学校法人高渕学園 |
| (2) 代表者氏名 | 理事長 川守田良修 |
| (3) 法人の所在地 | 青森県三戸郡三戸町大字下名久井字宗前17の7 |
| (4) 法人の電話番号 | 0178-76-1801 |
| (5) 法人のFAX番号 | 0178-76-1802 |
| (6) 役員の構成 | 理事6名 監事2名 評議員13名 |

2 事業の目的

本園は、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、満3歳以上の子どもに対し、幼稚園型認定こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう、教育が行われることを目的とする。

3 施設の運営方針等

(1) 方針

「生きていることに感謝し、陽気暮らしのできる子どもたち」を建学の精神に、学校教育法に基づき幼児を教育し適当な環境を与えてその心身の発達を助長する。

(2) 教育・保育目標

「子どもの天分を助長し、心身の調和的発達を図る」

- ・陽気で元気に遊べる子ども
- ・感謝の心で意志が強い子ども
- ・活動に進んで協力する子ども
- ・健康と安全に注意する子ども

4 認定子ども園の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 名称 | 幼稚園型認定こども園 あかね幼稚園 |
| (2) 施設長名 | 園長 川守田道治 |
| (3) 所在地 | 青森県三戸郡三戸町大字下名久井字宗前17の7 |
| (4) 電話番号 | 0178-76-1801 |
| (5) FAX番号 | 0178-76-1802 |
| (6) 認可年月日 | 令和2年4月1日 |
| (7) 入所定員 | 90名 |
| (8) 教職員数 | 19人 |
| (9) 特別保育の種類 | 一時預かり保育事業 延長保育 |
| (10) 地域との交流状況 | 実習生の受け入れ、見学者の受け入れ、
研修会・講習会の開催の受け入れ、その他 |
| (11) 職員の研修の実施状況 | 職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために施設長を含む |

全ての職員に実施

(12) 嘱託医等

- ・学 校 医 : はらだクリニック 原田英也
住 所 南部町苫米地字白山堂 13 の 2
- ・学校歯科医 : イナムラ歯科医院 稲村 裕之
住 所 南部町下名久井如来堂 6 の 14
- ・学校薬剤師 : 芙蓉薬局 菅 綾
住 所 南部町苫米地字町中 22 の 1

5 教育・保育体制 及び 教育・保育内容

園長	1名
副園長	1名
教頭	1名
教諭	10名(1名非常勤)
運転技師	1名
用務員	2名
事務員	1名(非常勤)
調理師	1名
計	19名(2名非常勤)

〈教育・保育内容〉

- ① 1号認定については、あかね幼稚園の教育を行います。
- ② 3号認定は、保護者に代わり安全に生活することが中心で、発達段階に合わせた健全な成長をするために支援いたします。

6 クラス定員と保育区分

3号認定(1・2歳) 定員15名		
1歳児	2歳児	
つくし組	たんぽぽ組	
実数 4名	実数 9名	

1号・2号認定(3・4・5歳) 75名		
3歳児	4歳児	5歳児
緑の森組	赤い花組	青い空組
定員 20名	定員 25名	定員 30名
実数 15名	実数 13名	実数 23名

7 開園日・開園時間

- (1) 開園日 1号認定 月曜日から土曜日
3号認定 月曜日から土曜日
- (2) 開園時間 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日 午前8時から午後5時まで
- (3) 休園日 1号認定 代休、土日、祝日 夏休み、冬休み、春休み
3号認定 祝日、盆、正月、園長が認めた日
- (4) 認定区分による利用時間
 - ① 保育時間 午前7時30分から午後6時30分までの11時間
 - ② 保育短時間 午前8時から午後4時までの8時間
 - ③ 教育時間 午前9時半から午後3時までの5.5時間
- (5) その他

運動会・おゆうぎ会は終了後、親子で一緒に帰ります。

※ 原則として、3号認定の場合、上記以外一斉休園することはありません。

- ・各家庭のお休みの日や、保護者の定休日、週休2日制に伴う土曜休日、盆休みなどが「それぞれの子どもの休日の休日」です。
 - ・幼稚園が開園しているから登園させなければならないのではありません。
 - ・乳幼児にとって子ども同士集団の中で遊んだり、生活することは健やかな発達を促す上で大切な経験となります。園では、そのためのあそび場や遊具を整え、保育教諭が理想的な子育てを追及しています。
 - ・しかし子育ての主役は保護者の皆さんです。ご家庭で愛され、親との愛着関係が豊かであればあるほど、子どもの情緒は安定し集団生活の場面で友達とのかかわり方もスムーズなり、個性に応じた子どもらしい発達を遂げることができるようになります。
- ①乳幼児期は、子どもの生活時間を優先した大人の時間を作りましょう。
0歳から6歳までは、特に親と過ごす時間がたくさん必要です。
 - ②保護者が休める日は、子どもとゆっくり過ごす時間にしましょう。
 - ③学校も土曜日はお休みです。週5日制の職場も多くあります。
週末休暇のある方は、子どもたちとゆっくり過ごす時間に当てましょう。

8 施設の概要

- (1) 敷地総面積 4,521 m²
- (2) 建物延床面積 667.45 m²
- (3) 建物構造 木造平屋建(1階建)
- (4) 保育室設備 冷暖房 水洗トイレ
- (5) 保険 日本体育健康センター 私立幼稚園連合会保険

9 登降園のバス送迎について

保護者がバス停まで送り迎えが出来る方。 毎月 2,500円

運行しない日は、土曜日、長期休業日(降園のみ)、1号認定代休日等です。

10 保育料算定について

特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）。支給認定した市町村が定める利用者負担額（保育料）をお支払いいただきます。幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳のすべての子ども、1号認定の満3歳児、及び、住民税非課税世帯の1歳児から2歳児の子どもの保育料も無償となります。

12 子育て支援等の実施日時及び費用について

(1) 一時預かり保育（1号認定）

早朝一時預かり保育 午前7：30～午前9：00まで 無償

平日保育終了後 午後6：30まで 有料

※別紙 預かり保育の料金についてをご覧ください。

(2) 延長保育（1号3号認定）

～午前7：30 15分毎100円

午後6：30～ 15分毎100円

13 園での1日の流れ及び年間行事について

(1) 通常保育 午前8時から午後5時まで

(2) 早延長保育 午前7時30分から午後6時30時まで

(3) 年間行事については、年間行事予定を入園式にお配りします。

※詳しくは、別紙 1日の流れをご覧ください。

尚、年間行事予定は変更になる場合がありますので、ご了承下さい。

14 利用料及びその他の費用の支払い方法について

○費用の請求方法

・月ごとの合計金額を請求いたします。

○費用の支払方法

・保護者指定口座からの自動振替 振替日 毎月10日

園で配布する口座振替依頼書にご記入のうえ提出して下さい。

※保育料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにも関わらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの催促から14日以内に支払いがない場合には、契約を解除したうえで、未払い分をお支払い頂くことがあります。

15 給食について

(1) 本園の給食の方針

給食は、専門の業者に委託し、全ての活動の源となる大切なものと認識し、温かい給食をお母さんの気持ちになって作ってもらっております。地産地消の安心安全で、おいしい給食を提供できるようにしております。ごはんとおかずを提供する完全給食です。

離乳食のお子様は、家庭と相談しながら進めていきます。

(2) 昼食・おやつ

園児に提供する給食は、1日の栄養価の半分程度を補う役割があり、栄養面に配慮しながら、手作り感を大切にして、素材そのものの味を生かしながら調理したものを提供しております。

朝いつもと違い元気がなかったり、ぐずったり、体調がすぐれない場合はお知らせ下さい。

(3) アレルギーへの対応

事前に保護者様、園長、給食担当者と面談を行います。

園で用意した指示書に医師に記入してもらい提出することで、除去可能な除去食一代替食で対応します。

(4) 衛生管理等

①日々の健康管理、確認及び検便検査月1回以上の実施による健康管理の徹底

②調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理の徹底

(5) 栄養給与目標

青森県指標目標に従い給食を提供します。

(6) 毎月の給食費について

1号認定 主食費 1,200円 副食費 4,500円

※年収360万円未満相当世帯の全ての3~5歳児の子ども及び、小学校第3学年修了前の児童等が3人以上いる世帯の第3子以降の子どもは副食費が免除。

3号認定 保育料に含まれています。

(7) 給食の提供時間について

12時過ぎて登園する場合は、昼食を食べてから登園をお願いします。

12時過ぎての提供は出来ません。

※月に一度、手作り弁当持参の日があります。

16 入園の際に必要な書類等

・生活調査票

(1) 保護者の連絡先を明示するもの。

(2) 子どもの体調を確認するもの(病歴、予防接種の記録、アレルギー等)

(3) 子どもの嗜好や生活習慣を知るもの

※ 全項目 生活調査票に記入していただきます。

障害児の受け入れ態勢について

障害をお持ちの園児を受け入れる場合は、入園前に、障害の様子について保護者の方と話し合いを持たせて頂いたうえで、医師等専門家の診断により、保育の方法を決めさせていただきます。養育手帳や障害手帳がある場合は必ずご提示下さい。

尚、事前に伺った障害の状態と、実際の園児の状態が著しく違う時は、当園の保育教諭・保育体制では対応できない場合があります。その場合は、入園をお断りすることがあります。

17 保護者様と園との連絡方法

子どもが毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と当園が十分にコミュニケーションをとり、協力しあうことが大切であると考えております。当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために、ICT（コドモン）を活用します。

体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、こどものご家庭での様子をできるだけ詳しくお知らせ下さい。

毎月1回、月末に、クラスだよりを発行します。また、行事や連絡事項、注意事項などはICT（コドモン）でお知らせします。

その他の留意事項

- ①登園のとき
 - ・送り迎えは、責任のある保護者が行って下さい。
 - ・登園時間は、給食準備の都合上3号認定は9時までです。お休みや遅れる場合は8時30分までに連絡をお願いします。

降園のとき

- ・保護者以外の方がお迎えの場合、事前にお知らせ下さい。

②送迎バスについて

- ・通園バスをご利用になる方は、決められた時間の3分前までに決められた場所にお集まり下さい。定刻に、保護者、又は保護者に代わる方が不在の場合、お待ちせずに、次に向けて発車します。バスが到着して職員が迎えるまでは動かず、手をつないでお待ち下さい。予定時刻を15分以上過ぎた場合は園まで連絡して下さい。

③欠席する場合、登園が遅れる場合

- ・欠席、バスに乗らない、登園が遅れる場合は早めに連絡をお願いします。

18 保健衛生について

(1) 健康管理、毎朝の検温、体調の確認

- ・園には基本的に健康な子どもが登園できます。体調不良の場合はゆっくり休んで治しましょう。また、予防接種後は、接種後の激しい運動を避ける為、ご家庭で安静に過ごせるようなご配慮をお願いいたします。
- ・子どもの体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、不調又は高熱が疑われる場合は、職員が検温いたします。登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し、②食欲の有無、③発熱の有無、④排便の状態など、いつもと様子が異なっていないか確認をお願いします。

- ・前夜熱が出ていたが朝下がっている場合や、解熱剤などの薬を飲んで症状が落ち着いている場合でも、園で熱が出て悪化することがありますので、解熱後は1日様子を見て下さい。
- ・健康を優先にさせ、安静に過ごせるようにご配慮をお願いします。

(2) 感染症について

- ・嘔吐や下痢（軟便）の症状が続く場合は、登園を控えて下さい。感染しやすく、年齢の小さいこどもは重症化しやすいのでご理解をよろしくお願いいたします。
- ・麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくぜ）・インフルエンザ等 学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、登園してください。

(3) ご家庭への連絡

○発熱のとき

○発熱がなくても、ぐったりとして元気のない時

○微熱が長期にわたって続き、咳などの症状が見られる時

○下痢や嘔吐が頻繁な時 等

園の方針として「重症化や感染拡大する前に予防する」

「子どもの様子がいつもと違う場合には保護者に伝える」ことを大切にしています。ご理解をよろしくお願い致します。集団生活では家庭のように手厚く看病出来ません。看病や手当をしてくれる人が隣にいると安心します。お子さまの体調が悪い際には早急にお迎えの手配をよろしくお願い致します。

(4) お薬について

園での投薬は、医療行為に当たるため、飲ませることはできません。医師に薬を1日2回（朝と晩）にできるか相談して下さい。医師が服用を必要と判断した場合に限り、投薬書類を提出して下さい。

19 利用者に対しての保険

教育・保育のサービスの提供に伴って当園の責めに帰すべき事由により、園児の生命、身体、財産に損害を及ぼした時は、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

尚、当園は下記の保険に加入しています。

(1) 全日本私立幼稚園連合会 会員園総合補償プラン

(2) 独立行政法人日本スポーツセンター振興センターの災害共済給付制度
軽微な障害事故についてはこれから治療費等が支払われます。

(保護者と事業者が負担)

20 緊急時の対応について

(1) 教育・保育中に様態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定

した緊急連絡先へ連絡後、囑託医又は主治医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

- (2) 保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

ア 囑託医（はらだクリニック） ・ 名川医療センター

イ 歯科医（イナムラ歯科医院）

ウ 三戸消防署

エ 三戸警察署

2 1 非常災害時の対策・防犯対策

- (1) 消防計画作成 三戸消防署へ提出
- (2) 防火管理者 総務主任
- (3) 避難訓練 火災及び地震を想定した訓練を月1回実施
- (4) 防災設備 自動火災報知 消火器 誘導灯 非常警報器具
- (5) 防犯設備 防犯カメラ 24時間監視システム
- (6) 避難場所 第1避難場所：あかね幼稚園 園庭
第2避難場所：あかね幼稚園 駐車場

2 2 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 子ども及びその家族に関する秘密の保持について
- ・当園は、子どもの個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
 - ・当園及び当園の使用する者（以下「従業者」という。）は、教育・保育をする上で知り得た子ども及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
 - ・また、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後においても継続します。
 - ・当園は、従業者に、業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 個人情報の保護について
- ・当園は、子どもの保護者から予め文書で同意のない限り、会議等において、子ども及びその家族の個人情報を用いません。
 - ・当園は、子ども及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録も含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

- ・当園が管理する情報については、子どもの保護者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、教育・保育に必要な範囲内で訂正等を行うものとし、ます。

(開示に際して複写料などが必要な場合は子どもの保護者の負担となります。)

(3) 職員の禁止行為

本園の職員は、次の行為は行いません。

- ① 子どもへの虐待、暴力行為
- ② 医師からの指示、保護者の同意を得ていない医療行為
- ③ 特定園児への特別扱い（身体に障害がある場合を除く）
- ④ 子ども又は、保護者に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
その他迷惑行為

2 3 教育・保育内容に関するご相談・苦情受付窓口

(1) あかね幼稚園相談・苦情対応

相談・苦情受け付け担当者	教頭 坂 昌代
相談・苦情受け付け責任者	園長 川守田道治
第三者委員	
評議員	

(2) 当園以外の相談・苦情受付窓口

南部町健康こども課／子育て支援班 電話0178-60-7100

2 4 契約解除(退園)について

下記のような要件に該当する場合は、契約解除(退園)となる場合がありますので、ご注意ください。

また下記の(1)～(3)の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談下さい。

- (1) 保育に欠ける要件がなくなった場合や、求職中の保護者で、指定の期日(入園後90日以内)までに認定の要件を満たさない方。
- (2) 正当な理由がなく、保育料が2ヶ月以上未納の場合。
- (3) 正当な理由がなく、1ヶ月以上園を休んだ場合。
- (4) 保護者が当園の施設および当園の近隣地域、教育・保育に従事する職員または、他の利用者(園児、保護者)に対して、重大な背信行為を行った場合。
- (5) その他、前号(4)以外に、当園長と保護者の間で協議し、当園の利用を継続することが園児の健やかな成長を妨げると判断した場合。

準備していただく物

季節やお子様の成長に合わせて調整をお願いします。

下記の表は目安の枚数です。ご不明な点がございましたら担任へお尋ねください。

全ての持ち物に記名しましょう

クラス準備物	1・2歳児 つくし・たんぽぽ	3歳児 緑の森	4歳児 赤い花	5歳児 青い空
おむつ	10	7~8		
おしり拭き	1	1		
スーパーの袋(汚れもの入れ)	2~3	2	1	1
①下着(肌着、パンツ)	3	2	1	1
②Tシャツトレーナー	3	2	1	1
③ズボン	3	2	1	1
④靴下	2	2	1	1
①②③④を入れる袋	1	1	1	1
歯ブラシセット※1	○	○	○	○
寝具セット※2	○			
内履き(シューズ)	○	○	○	○
ズック袋	○	○	○	○
制服・制帽		○	○	○
通園バック	自前リュック	○	○	○
箸セット	○	○	○	○
スモック	○※つくし不要	○	○	○
クラス帽子(青・ピンク・緑)	黄色※つくし不要	緑	ピンク	青
絵本袋	○	○	○	○
鍵盤ハーモニカ(ピアノカ)		○	○	○
筆入れ(鉛筆2~3本入れる物)		○	○	○
鉛筆2~3本(4B・3B)		○	○	○

※1 歯ブラシセット 歯ブラシとコップを布袋に入れる

※2 寝具セット 3号認定の方が用意します。

(お昼寝コット用敷パッド・大判バスタオル)

重要事項、特定負担額に係る同意書

幼稚園型認定こども園 あかね幼稚園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

幼稚園型認定こども園 あかね幼稚園

園長 氏名：川守田道治

私は、本書面にに基づき、認定こども園あかね幼稚園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：_____

フリガナ
園児氏名：_____

フリガナ
保護者氏名：_____ 印

※本人の自書による場合は、押印は不要です。

児童から見た続柄（○で囲む） ・父 ・母